

省エネ型VOC排出削減設備導入促進事業
募集要項

令和8年4月

公益財団法人東京都環境公社

補助金を申請される皆様へ

公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」といいます。）が実施する本補助金交付事業につきましては、東京都（以下「都」といいます。）の出えん金を基にした基金を財源としているため、適正な執行が社会的に強く求められています。このことから、公社は、本補助金に係わる不正行為に対しては厳正に対処いたします。

そこで、本補助金の申請をされる方、申請後補助金を受給される方におかれましては、次の点について、十分にご認識された上で、申請・受給されますよう、お願いいたします。

第1 省エネ型VOC排出削減設備導入促進事業（以下「本事業」といいます。）については、省エネ型VOC排出削減設備導入促進事業実施要綱（令和4年9月21日付4環改化第360号制定。以下「実施要綱」といいます。）及び省エネ型VOC排出削減設備導入促進事業補助金交付要綱（令和4年11月29日付4都環公地温第2110号制定。以下「交付要綱」といいます。）に基づき実施いたします。

第2 本補助金の申請者が公社に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。

第3 補助対象経費については、交付決定前に、発注、契約等を行っていた場合は、例外なく補助金を交付することはできません。

第4 以上「第1」で規定する内容及び「第2」「第3」の事項に違反した場合は、公社からの補助金の交付決定及びその他の決定を取消します。また、公社からの補助金が既に交付されている場合は、その金額に加算金（年10.95%の利率）を加えて返還することになります。

目次

| | |
|---|----|
| 第1章 事業概要 | 1 |
| 1 目的..... | 1 |
| 2 概要..... | 1 |
| 3 事業のスキーム | 2 |
| 4 事業期間 | 2 |
| 第2章 補助の内容 | 3 |
| 1 補助対象事業者（交付要綱第3条） | 3 |
| 2 補助対象設備（交付要綱第5条・第6条） | 5 |
| 3 補助対象事業（交付要綱第4条） | 9 |
| 4 補助対象経費（交付要綱第7条） | 10 |
| 第3章 手続 | 13 |
| 1 手続の流れ..... | 13 |
| 2 通則..... | 15 |
| 3 交付申請から交付決定まで(交付要綱第9条から第12条) | 17 |
| 4 事業の開始から補助金交付まで（交付要綱第13条から第24条、第31条） | 21 |
| 第4章 その他の規定等 | 27 |
| 1 補助事業の取消し等（第25条から第27条） | 27 |
| 2 財産の管理及び処分（第30条） | 29 |
| 3 補助事業の経理等（第32条） | 30 |
| 4 調査等、指導・助言(第33条、第34条) | 31 |
| 5 その他（第35条から第37条） | 31 |
| 6 様式一覧表..... | 33 |
| 7 提出物一覧表 | 34 |

第1章 事業概要

1 目的

東京都では、これまで様々な大気汚染対策に取り組んできたため、大気環境は大幅に改善されました。しかしながら、光化学オキシダントの環境基準はいまだ未達成であり、人の健康・生活環境の被害を防止するために取組みが強く求められています。

光化学オキシダントは、揮発性有機化合物（以下「VOC」といいます。）が発生の一因であり、微小粒子状物質（PM_{2.5}）の原因でもあるため排出抑制対策が求められている物質です。

加えて、世界的に石油製品が高騰しており、石油由来でありVOCを含む洗浄剤や溶剤の値上がりが続いています。これらを使用しているいわゆるVOC取扱事業所では、原材料の効率的な使用や大気環境改善のためのVOC排出削減、気候変動対策としての脱炭素などが求められる一方、原材料の高騰が経営状態に悪影響を及ぼしているため、設備の改善や更新が後回しにされている状況です。

本事業では、都内の中小規模事業所において、VOCを回収するなど発生を抑制する設備の導入や、どの事業者にも共通で設置されている空調・換気設備で、発生したVOCを捕捉することにより作業環境での換気の改善が図られ、かつ、省エネ型の設備に更新することで脱炭素に資することができる機器の導入や更新に要する費用の一部を補助金として交付するものです。

2 概要

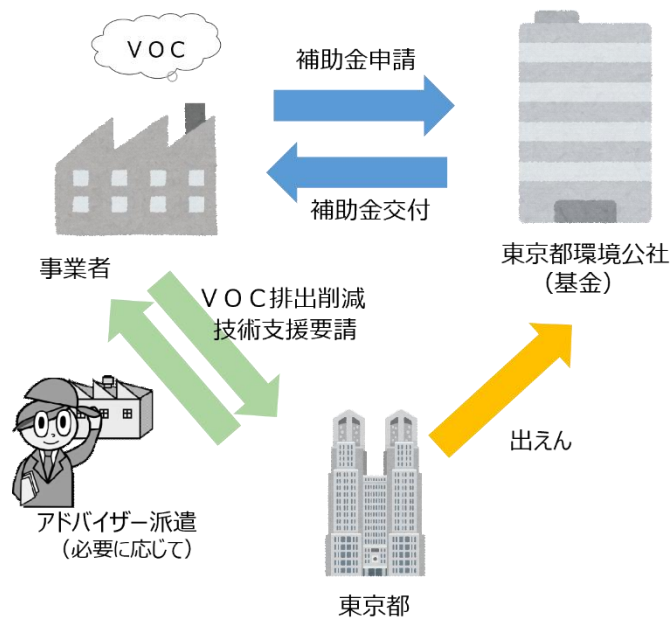
本事業は、VOCの排出抑制及び脱炭素の推進を両立させるため、都内でVOCを取扱う中小企業者等に対し、VOC削減に寄与し、かつ、省エネ等の脱炭素に貢献する設備（以下「省エネ型VOC排出削減設備」といいます。）の導入に要する費用の一部を補助します。

本補助金の交付決定を受けた事業者は、本事業の実施によるVOC排出削減効果について都へ報告していただくとともに、都のVOC排出削減設備の普及促進に資するためのセミナー等での事例発表、アンケート調査などに協力していただきます。

3 事業のスキーム

都は本事業の原資として新たに約2.3億円を公社に追加出えんし、公社に基金を造成します。公社は、補助対象となる省エネ型VOC排出削減設備を導入した事業者に対して、その経費の一部についての補助を行います。

事業者は、必要であれば「東京都VOC対策アドバイザー」の派遣を依頼し、VOC排出削減に対する技術的支援を受けることもできます。



4 事業期間

令和8年度に交付申請をする場合（補助金の交付は令和9年度まで）

| 令和8年度交付申請受付期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで | | |
|--|--|--|
| | 令和8年度 | 令和9年度 |
| | 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 | 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 |
| 公募・受付 | 令和8年4月1日 ~ 令和9年3月31日 | |
| 審査～ 交付決定 | 申請受理後概ね2か月後 | |
| 実績報告書 提出 | 工事完了後60日以内又は令和9年11月30日のいずれか早い日 | |
| 補助金交付 | 額確定通知書送付後概ね1か月以内（令和10年3月31日まで） | |

令和7年度に交付申請済の場合（補助金の交付は令和8年度まで）

| 令和7年度交付申請受付期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで | |
|--|--|
| | 令和7年度 |
| | 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 |
| 公募・受付 | 令和7年4月1日 ~ 令和8年3月31日 |
| 審査～ 交付決定 | 申請受理後概ね2か月後 |
| 完了届出書 提出 | 工事完了後30日以内又は令和8年11月30日のいずれか早い日 |
| 補助金交付 | 完了届出提出後概ね2か月以内（令和9年3月31日まで） |

第2章 補助の内容

1 補助対象事業者（交付要綱第3条）

本補助金の交付対象となる事業者（以下「補助対象事業者」といいます。）は、次に掲げる中小企業者、個人事業主及び障害者就労施設^{※1}を有する社会福祉法人等^{※2}とします。

※1 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律（平成24年法律第50号）第2条第2項に規定する障害者就労施設

※2 国及び地方公共団体を除く

(1) VOCを排出する次のいずれかの作業を行っている者

ア 工場内塗装

工業塗装及び自動車板金塗装に限ります。

イ 印刷

ウ ドライクリーニング

(2) 報告・協力義務

補助対象設備を導入する事業所について、本事業の実施によるVOC削減及び省

エネ効果について都へ報告するものとし、都のVOC削減設備の普及促進に資するための調査に協力するものとします。

(3) 暴力団の排除

次の個人又は団体は、補助対象事業者とはしません。また、補助対象事業者は、本補助金の交付申請に際して、暴力団排除に関する誓約書を作成・提出しなければなりません。

- ア 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」といいます。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
- ウ 法人その他の団体の代表者役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

(4) その他

次に掲げる項目に該当する事業者は、補助対象事業者となることはできません。

- ア. 本事業の補助対象となる事業と同一の内容で国その他の団体（区市町村を除く。）から補助金等の交付を受けている、又は受けることが決まっている者
- イ. 法令に基づく必要な許可の取得又は、届出がなされていない者
例えば、工場やドライクリーニング店として事業を行っている場合は、所管行政庁による許可等を得ていなければなりません。特に、用途地域の制限を必ず確認してください。
- ウ. 税金の滞納がある者
- エ. 刑事上の処分を受けている者
- オ. その他、公的資金の交付先として社会通念上適切でない者
- カ. 国又は地方公共団体の出資を受けている者

【本事業における中小企業者の定義】

本事業における中小企業者とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

- ・ 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者
- ・ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項に規定する中小企業団体

- ・ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する中小企業等協働組合

また、中小企業基本法による中小企業者の定義については、下表の通りです。

【参考】 中小企業基本法による中小企業者（個人事業主を含む。）の定義

| 業 種 | 資本金 | 常時使用する従業員 |
|----------------------------------|-------------------|-----------|
| ①製造業、建設業、運輸業、その他 (以下の②～④を除く。) | 3 億円以下又は 300 人以下 | |
| ②卸売業 | 1 億円以下又は 100 人以下 | |
| ③サービス業 | 5 千万円以下又は 100 人以下 | |
| ④小売業 | 5 千万円以下又は 50 人以下 | |

※日本標準産業分類（第 14 回改訂）に基づきます。

※複数の業種がある場合は、「売上高」が大きい方を主たる業種とします。売上高が同じ場合には、「各事業の従業員数」から判断します。ただし、「製造小売」は「小売業」に該当します。

※「常時使用する従業員」とは、事業主（事業主の三親等以内の親族であって事業主と生計を一にしている者を含む。）及び法人の役員は含まれず、また、臨時の従業員も含みません。労働基準法第 21 条において「解雇の予告を必要としない者」として規定している者以外の従業員を「常時使用する従業員」として取り扱うものとします。

2 補助対象設備（交付要綱第 5 条・第 6 条）

本補助金の交付対象となる設備（以下「補助対象設備」といいます。）は、次に掲げる VOC 排出削減設備及び VOC 削減装置付空調・換気設備とします。

(1) 共通事項

VOC 排出削減設備、VOC 削減装置付空調・換気設備はともに、次の要件を満たすものとします。

- ①未使用品であること。
- ②リース品でないこと。
- ③原材料又は消耗品でないこと。

(2) VOC排出削減設備

次に掲げるものとします。ただし、東京都の派遣する「東京都VOC対策アドバイザー」からVOC排出削減効果があるとして助言を受け、かつ、申請者がその旨を東京都に報告をした設備については、下表にかかわらず、補助対象設備とすることができます。また、下表に掲げる補助対象設備についても運用方法や作業手順の見直し等による更なるVOC削減を図るため、東京都VOC対策アドバイザーから助言を受けることを推奨します。

| 設備の種別 | | 要件 | 工程 |
|-------|----------|---|------------|
| 1 | 排ガス処理装置 | VOCを含む排気の処理のために設置するものとします。 | 共通 |
| 2 | 局所排気装置 | 他のVOC排出削減設備を稼働させるため、又は原材料を低VOC製品（現在使用しているものよりも単位当たりのVOC含有率が低いもの又はVOCを含まないもの。以下同じ。）に変更することに伴って必要となるために導入されるものとします。 | |
| 3 | 溶剤回収装置 | VOCを含む溶剤を回収する装置とします。 | |
| 4 | 溶剤再生装置 | 回収したVOCを含む溶剤を再生する装置とします。 | |
| 5 | 簡易VOC測定機 | 設備又は施設の点検等に際して使用するものに限りします。 | |
| 6 | スプレーガン | 既存品より塗着効率を向上させるもの又は塗装材料を低VOC製品に変更するために導入するものとします。 | 工場内 塗 装 |
| 7 | 塗装ブース | 次のいずれかとします。 ①排ガス処理装置をその構成要素としてあらかじめ備えるもの ②別個独立の排ガス処理装置と一体的に接続されることが明らかなもの ③塗装材料を水性塗料へ変更するために導入されるもの | |
| 8 | 塗料供給配管 | 塗装材料を低VOC製品へ変更するために導入が必要となるものとします。 | |

省エネ型VOC排出削減設備導入促進事業 募集要項

| | | | |
|----|--------------------|--|-------------------|
| 9 | スプレーガン洗浄機 | 密閉してスプレーガンを洗浄する構造のものとしします。 | |
| 10 | 乾燥機 (工場内塗装) | 塗装材料を低VOC製品に変更するために導入することが必要となるものとしします。 ※ 既存の設備の構成要素の一部を追加変更する場合も含みます。 | |
| 11 | 印刷機 | 印刷の用に供する材料を低VOC製品に変更するために導入が必要となるものとしします。 | 印刷 |
| 12 | 乾燥機 (印刷) | ※ 既存の設備の構成要素の一部を追加・変更する場合も含みます。 | |
| 13 | ホットドライ機 | 次に掲げる型番の機器としします。 DHシリーズ(TOSEi)ただし、VOCが削減できるとして公的機関等が認めるものについては、この限りではありません。 | ドライ クリーニン グ |
| 14 | 乾燥機 (ドライクリーニング) | 次に掲げる型番の機器としします。 ① HRDシリーズ(TOSEi) ② QDFシリーズ(TOSEi) ③ VR-223D (山本製作所) ※ ただし、VOCが削減できるとして公的機関等が認めるものについては、この限りではありません。 | |

(3) VOC削減装置付空調・換気設備

下記の換気・空調設備にVOCを吸着捕集するフィルターを組み合わせたものに限ります。「組み合わせ」の定義については、本体設備とは別で発注し取り付けられた場合も対象としします。

※VOCを吸着捕集するフィルターについては、公的な証明書又は計量証明を受けた測定結果の添付が必要となります。

| 種別 | | 要件 | 区分 |
|----|----------|---|------|
| 1 | 高効率換気設備 | 比消費電力 0.4W/(m ³ /h)以下のものとしします。 | 換気設備 |
| 2 | 熱交換型換気設備 | JIS B 8628 に規定されるもの又は熱交換率が40%以上のものとしします。 | |

省エネ型VOC排出削減設備導入促進事業 募集要項

| | | | |
|---|--------------|---|------|
| 3 | 電気式パッケージ形空調機 | 導入推奨機器指定要綱におけるエアコンディショナーの指定基準を満たすもの ^{注1} 又はクレジット算定ガイドラインにおける高効率パッケージ形空調機の認定基準を満たすもの ^{注3} とします。 | 空調設備 |
| 4 | ガスヒートポンプ式空調機 | 導入推奨機器指定要綱におけるガスヒートポンプ式冷暖房機の指定基準を満たすもの ^{注1} 又はクレジット算定ガイドラインにおける高効率パッケージ形空調機の認定基準を満たすもの ^{注3} とします。 | |
| 5 | 中央熱源式空調機 | クレジット算定ガイドライン ^{注3} における高効率熱源機器、高効率冷却塔、高効率空調用ポンプの認定基準を満たすものとします。 | |
| 6 | ルームエアコン | JIS C9901（目標年度 2010 年度）に基づく省エネルギー基準達成率が 114%以上であるもの ^{注2、3} とします。 | |

注1) 当該指定基準を満たし、すでに導入推奨機器に指定されている機器については、以下の機器検索ページからご確認いただけます。

| | | | |
|---|--------------|---------------------|---|
| ア | 電気式パッケージ形空調機 | 中小企業向け「省エネ促進税制対象機器」 | https://www.donyu-suisho.metro.tokyo.lg.jp/ |
| イ | ガスヒートポンプ式空調機 | | |

なお、導入推奨機器に指定されていない機器を選定した場合には、基準を満たしているかの確認に時間を要する場合がありますので、予めご了承ください。

注2) JIS C9901（目標年度 2010 年度）に基づく省エネルギー基準達成率が 114%以上の機器については、以下のホームページからご確認いただけます。

| | | | |
|---|---------|-------------|---|
| エ | ルームエアコン | 省エネ型製品情報サイト | https://seihinjyoho.go.jp/ |
|---|---------|-------------|---|

注3) 各種ガイドライン等の指定（認定）基準については、以下の内容をご参照ください。

- ・ 導入推奨機器指定要綱
<https://www.donyu-suisho.metro.tokyo.lg.jp/>
- ・ 都内中小クレジット算定ガイドライン
https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/measure/credit/guidline.html
- ・ 省エネ基準達成率（エネルギー消費機器の小売事業者等の省エネ法規制）
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/retail/

3 補助対象事業（交付要綱第4条）

本補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」といいます。）は、次の要件を満たすものとします。

(1) 補助対象設備の導入

補助対象事業者が、都内の事業所において、「2 補助対象設備（交付要綱第5条・第6条）」で定めるVOC排出削減設備又はVOC削減装置付空調・換気設備を導入^{注1}し、その設備を第2章1（1）で挙げたいずれかの作業で実際に使うこととします。

注1)

【導入区分】

補助金の申請をする際には、申請内容が以下のいずれかの「導入区分」に該当している必要があります。

以下のいずれも該当しない場合は、申請を受け付けることができない場合がありますのでご注意ください。

| 区分 | 内容 |
|------|--|
| ① 新設 | 今まで補助対象に該当する機器の設置が無かった事業所に、新しく補助対象となる設備を設置すること。 (例)印刷工場・クリーニング店を新規で開業・建築し、補助対象機器を新たに導入する場合 |
| ② 増設 | 既に同じ種類の設備が設置されている状態で、さらに追加で補助対象となる設備を設置すること。 (例)元々、印刷機を設置していた事業所に追加で印刷機を導入する場合 |
| ③ 更新 | 古くなった既存の設備を撤去・処分し、新しい設備に入れ替えること。 (例)事業所に設置していた印刷機と補助対象機器を交換する場合 ※更新の場合には、実績報告時の提出書類として『マニフェスト伝票』 |

| | |
|--|--|
| | が必要になります。(詳細はP.38 参照)また、導入設備により VOC 排出量の削減が見込まれることが必要です。 |
|--|--|

(2) VOC排出削減効果・省エネ化

VOC排出削減設備については、その導入によって大気中へのVOC排出量の削減が見込まれることが必要となります。また、VOC削減機能付空調・換気設備にあつては、この効果に加え、VOCに係る作業環境改善効果及び省エネ化^{*}が見込まれることとします。

※設備を更新する場合には、既存設備と導入設備を比較して原油換算エネルギー使用量が削減されていることとします。

4 補助対象経費 (交付要綱第7条)

(1) 補助対象となる経費

| 項目 | 内訳 |
|------|---|
| ①設計費 | 補助対象設備の導入等に係る設計に必要な経費 |
| ②設備費 | 補助対象設備の導入等に係る購入、製造、据付等に必要な経費 (例) VOC排出削減設備、VOC削減装置付空調・換気設備、その他事業実施に必要不可欠な付属機器、機器搬入費、機器据付費、総合試験調整費、立会検査費、配管耐圧検査費、真空乾燥調整費、冷媒ガスの回収及び充填作業費、養生費 |
| ③工事費 | 補助対象事業の実施に不可欠な配管、配電等の工事に必要な経費 (例) 労務費、材料費、基礎工事、配電・配管工事、直接仮設費、断熱・保温等の設置工事に要した費用、天井解体及び復旧費、点検口取付費等 |
| ④処分費 | 現に事業の用に供している設備から補助対象設備へ更新する場合の当該設備の撤去・処分に必要な経費 (例) 既存設備の撤去・処分のための工事に要した費用 |

(2) 補助対象とならない経費

- ア) 過剰であるとみなされるもの
- イ) 予備又は将来用のもの
- ウ) 補助対象事業以外において使用することを目的としたもの
- エ) 中古又は故障中の機器の購入に係る経費
- オ) 公的な資金の用途として、社会通念上不適切と認められる経費
- カ) 公社が交付決定をした日より前に締結した契約に係る経費
- キ) 施工業者等からの還付等に伴い、補助対象事業者が実質的に負担していないとみな

される経費

補助対象外経費の例

| 項目 | 内訳（例示） |
|------|--|
| ①設計費 | 本事業と直接関係のない設計に要した費用 |
| ②設備費 | VOC排出削減設備及びVOC削減装置付空調・換気設備として定めるもの以外の計測機器又は装置、必要不可欠とは言えない付属機器等 |
| ③工事費 | 安全対策費、土地の取得・賃貸・管理等に要する費用、道路使用許可申請費用、本事業と直接関係のない工事に要した費用等 |
| ④処分費 | 本事業と直接関係のない設備機器等の撤去・処分に要した費用 |
| ⑤その他 | 共通仮設費、現場管理費、一般管理費、諸経費（準備費、仮設物費、安全費、試験調査費、整理清掃費、機械器具費、運搬費、租税公課、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、補償費、役員報酬、動力用水光熱費、その他）、補助事業経費の積算に関する費用、公社に提出する申請書類等の作成費用等 |

（3）利益等排除

補助事業において、補助対象経費の中に補助対象者の自社又は資本関係にある会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、利益等排除の対象とし、以下の方法により補助対象経費を算出します。

利益等排除の対象となる場合

- ① 自社からの調達の場合
- ② 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合
- ③ ②を除く関係会社（補助対象者との持株比率が20%以上100%未満）からの調達の場合

【①及び②に該当する場合】

調達品の原価（製造原価又は工事原価）をもって補助対象経費とします。

→ 補助対象経費 = 原価（製造原価又は工事原価）

〔原価と証明できない場合〕

①の場合は、自社の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する総利益の割合（売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって、市場流通価格から利益相当額の排除を行います。

②の場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における「売上総利益率」をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

→ 補助対象経費 = 市場流通価格又は取引価格 × (1 - 自社又は調達先の売上総利益率)

【③に該当する場合】

調達品の原価（製造原価又は工事原価）と調達品に対する経費等（販売費及び一般管理費）の合計を補助対象経費とします。

→ 補助対象経費 = 原価（製造原価又は工事原価）+ 経費等（販売費及び一般管理費）

〔原価及び経費等を証明できない場合〕

調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（営業利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって、取引価格から利益相当額の排除を行います。

→ 補助対象経費 = 取引価格 × (1 - 調達先の営業利益率)

(4) 本補助金の額

ア 補助金の交付額

補助金の交付額（以下「補助金額」といいます。）は、補助対象設備1台ごとの補助対象経費の3分の2とします。

ただし、消費税及び地方消費税に相当する額を除きます。

なお、補助金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。

イ 交付額の上限

補助金額の上限額は、補助対象設備1台ごとに2,000万円とします。

ウ 区市町村から補助金等を受ける場合

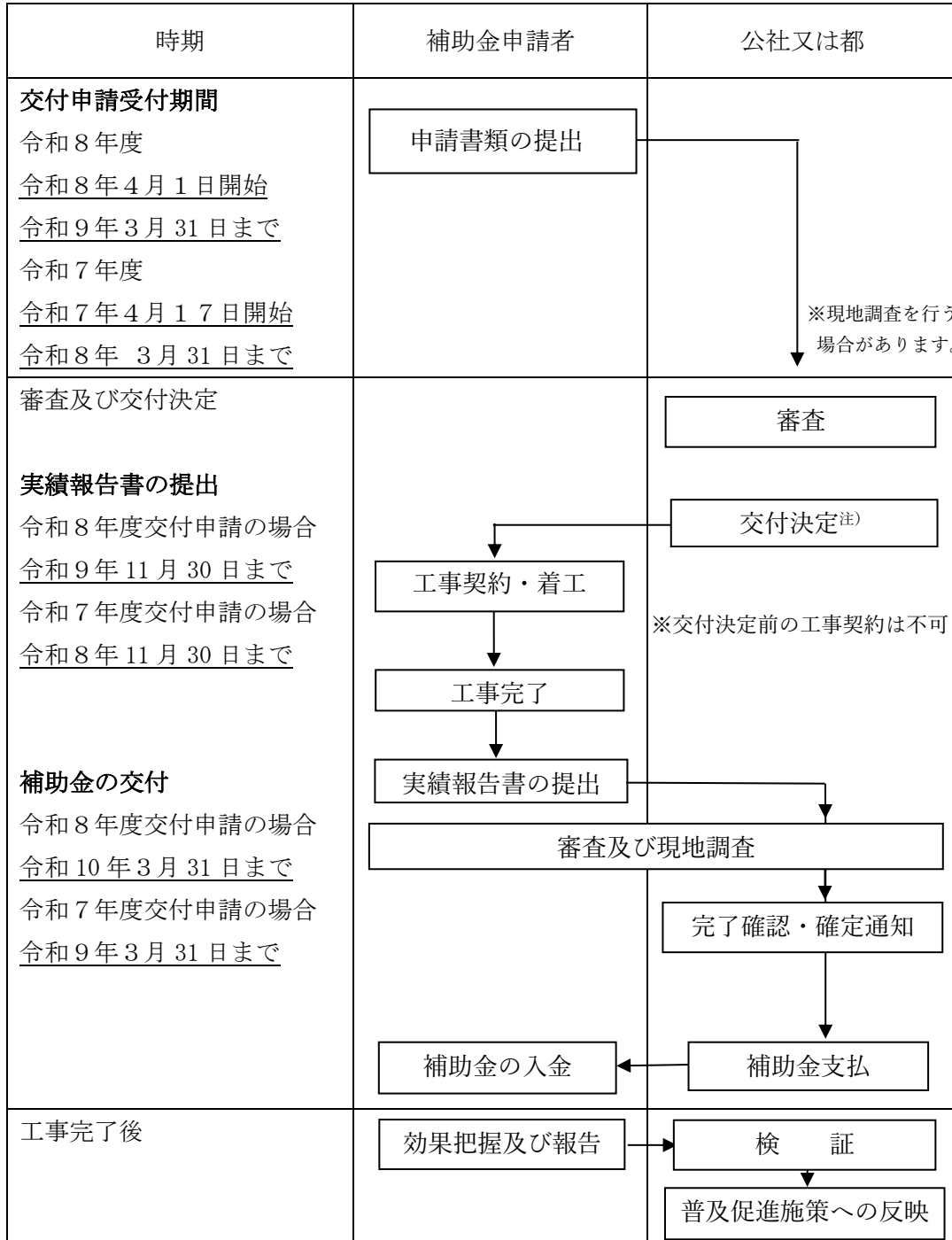
アで算出した金額と区市町村の補助等額を合計した金額が補助対象経費を上回る場合は、その超過額をアで算出した金額から差し引いた金額を、本補助金の交付額とします。

なお、本補助金と同一の補助対象経費について区市町村から補助を受ける場合は、区市町村に可否を確認してください。

第3章 手続

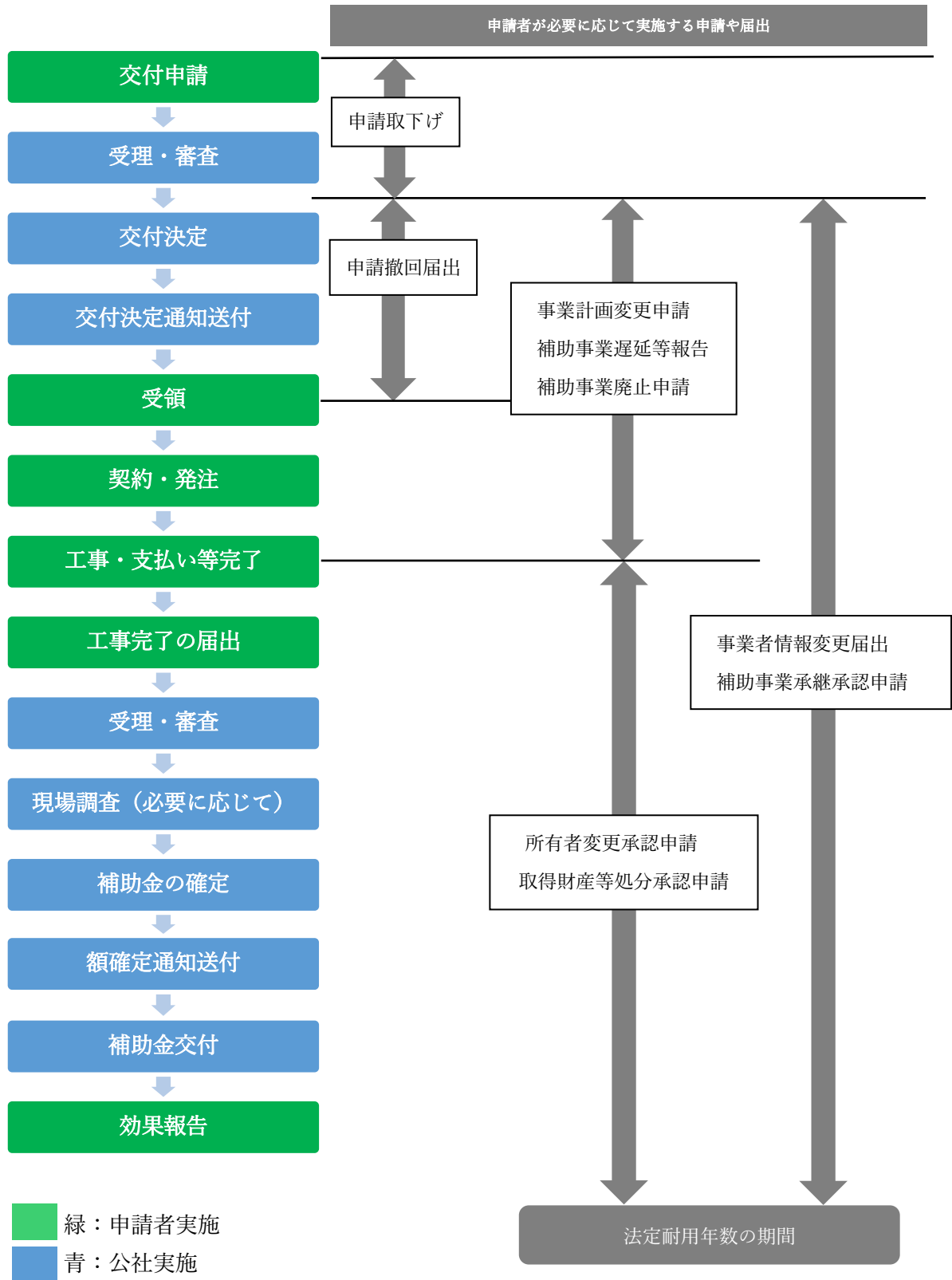
1 手続の流れ

(1) 申請手続の流れ



注) 申請から通知書送付までは概ね2か月を要します。ただし、審査内容や申請件数、その他の事情により前後する場合がありますので、予めご了承ください。

(2) 必要に応じて実施するその他の申請等



2 通則

(1) 書類の提出方法

申請書類は、以下の表に従い電子メール又は電子申請フォームより提出してください。
郵送による申請は、受け付けることができません。

※電子申請が難しい場合は事前に本事業のヘルプデスクへご連絡ください。

| | 令和7年度に交付申請をした場合 | 令和8年度に交付申請をする場合 |
|-----------------|-----------------|----------------------|
| 交付申請 | | 電子申請フォーム (J グランツ) |
| 実績報告 (工事完了届) | 電子メール | 電子申請フォーム (J グランツ) |
| その他申請 | 電子メール | 電子申請フォーム (J グランツ) |

① 電子メールにより提出する場合（令和7年度に交付決定を受けた者）

次の公社指定のメールアドレスに申請書類一式を添付の上、送信してください。

| |
|---------------------------|
| 申請専用メールアドレス |
| kaizen-voc@tokyokankyo.jp |

【メール申請に関する注意事項】

- ・ メールに添付する必要書類のファイル形式は PDF 形式（公社指定の様式類を除く。）とし、各項目で1ファイルとしてください。また、A4 サイズの用紙に印刷した際に、文字等が鮮明に確認できるようにしてください。
- ・ 1メールあたりで受信できる容量は 10MB 以内を目安としてください。これを超える場合は、2メールに分割していただくか、公社が指定するファイル送受信サービス等を利用してください。
- ・ メールの件名は、“【申請者名】省エネ型VOC排出削減設備導入促進事業交付申請”としてください。
- ・ 複数の案件について申請する場合は、1件ずつ別々に申請してください。申請の際には、別々の案件と区別できるように記載してください。

② 電子申請フォームにより提出する場合（令和8年度に交付申請する者）

[Jグランツ](#)よりご申請ください。申請書類一式をJグランツよりご提出ください。

※ 申請にはG Biz IDによるログインが必要です。

※ Jグランツの操作マニュアルは[公社ホームページ](#)よりご覧ください。

(2) 提出書類

提出する書類の様式については、公社ホームページ又は令和8年度に交付申請する場合は J グランツの補助金申請画面から最新のものをダウンロードの上、使用してください。

(公社ホームページ : <https://www.tokyokankyo.jp/apply/voc/>)

なお、公社は、書類の様式を紙媒体で郵送又はFAX等で補助対象事業者等に配布することは行いません。

【問合せ上の注意事項】

- ・ 開設時間内にお問い合わせください。
- ・ 申請前の段階では原則、申請書類の確認等を行いません。申請を受付後、書類の内容を確認します。
- ・ 実施要綱、交付要綱及び募集要項等をよく読んでからお問い合わせください。
- ・ 公社は、工事を実施する事業者のあっせん等を行いません。
- ・ 公社は、提出する書類の作成及び準備等の代行を行いません。
- ・ 公社は、本事業に係る工事について、工事の詳細、作業の詳細、費用の詳細等の相談を受け付けません。
- ・ 内容によっては時間を要することがあります。
- ・ 問い合わせ先

公益財団法人 東京都環境公社

技術支援部 技術課 環境改善係

省エネ型VOC排出削減設備導入促進事業ヘルプデスク

メール kaizen-voc@tokyokankyo.jp

電話 03-3633-2282

開設時間 開庁日^{注1)}の9:00~12:00 13:00~17:00

注1) ただし、ここにいう開庁日とは、東京都の休日に関する条例(平成元年3月17日条例第10号)に定める休日を除く日とします。

(3) 一般的事項

交付申請書類及び実績報告書等、公社に提出する必要がある書類については、この項目を参照の上、作成してください。

① 事実と異なる記載

補助対象事業者又は交付決定の通知を受けた補助対象事業者(以下「補助事業者」といいます。)が公社に提出する書類については、いかなる理由があっても、事実と異なる記載があってははいけません。事実と異なる記載が発覚した場合には、本補助金について不交付の決定又は交付決定を取消します。

② 提出期限

提出期限に定めのあるものについては提出期限を必ず守ってください。本補助金の交付決定後に提出する書類について、提出期限までに提出のなかった補助事業者については、交付決定を取消します。

③ 書面による確認

公的資金を原資とした本補助金は、補助事業を実施するのに必要な作業及び機器等のうち、その内容が書面又は現地調査により確実に確認できるもの以外に対しては、交付しません。

交付決定あるいは不交付決定のための審査、補助対象事業者又は補助事業者及び補助対象事業が満たすべき要件、補助対象経費の必要性・適切性等については、提出された書類、証憑書類等によって全てが確認・証明されなければなりません。口頭による説明等は、判断資料としては採用できません。

④ 不備ある書面の扱い

審査の過程において、提出された書類に不備等を発見した場合、修正又は証憑書類の追加提出の指示^{注1)}、補助対象経費の減額、不交付の決定等の対応を取りますので、適宜、公社の指示に従ってください。不備のあった申請書等については、返却を行いませんのでご注意ください。

注1) 公社の指示へスムーズにご対応いただくため、提出した電子データのコピーを予めご用意ください。

⑤ 使用言語

書類の作成には日本語を使用してください。

3 交付申請から交付決定まで(交付要綱第9条から第12条)

(1) 交付申請

本補助金の交付を受けようとする補助対象事業者（以下「申請者」といいます。）は、次の「(2) 受付期間」の期間中に、「補助金交付申請書」（第1号様式）及び添付書類を公社に提出してください。原則、必要な書類が全て揃っていない状態での受付はできません。補助金交付申請時の提出書類^{注1)}をよくご確認の上、申請をしてください。必要書類が全て揃った状態で、交付申請を受理します。

注1) 「補助金交付申請時の提出書類」は[第4章 その他の規定等 7 提出物一覧](#)をご参照ください。

(2) 受付期間

本事業の令和8年度交付申請の受理期間は次のとおりです。

【電子申請による受理期限】

令和9年3月31日（水）17:00 必着

申請受付は**先着順**とします。

なお、申請受付期間内であっても、受理した申請の交付申請額の合計が公社の予算の範囲を超えた場合、予告なしに申請の受付を停止することがあります。受付を停止したことにより生じる不利益について、都及び公社は一切の責任を負いません。

(3) 受付に関する注意事項

公社は受付期間内に本補助金の交付についての申請を先着順に随時受け付け、審査を経て交付決定を行います。

受け付けた申請に係る交付申請額の合計が公社の予算の範囲を超えた日（以下「予算超過日」といいます。）をもって、予告なしに申請の受付を停止することがあります。受付を停止したことにより生じる不利益については、都及び公社は一切の責任を負いません。

また、予算超過日に複数の申請があった場合には、公社は当該複数の申請について抽選を行い、受け付けた申請における交付申請額の合計が公社の予算を超えない範囲で、受け付けるものを決定します。

事業受付期間中であっても申請日や補助予定額によって必要な予算が不足する申請においてはご希望に添えない場合があります。

(4) 交付申請取下げ

交付決定前に当該申請を取り下げの場合は、申請専用メールアドレス宛（kaizen-voc@tokyokankyo.jp）に交付申請を取り下げる旨ご連絡ください。

公社は、受付・審査期間内に行われた交付申請取り下げの申し出に対し、体裁及び内容を確認し、当該申請の取り下げをします。

(5) 審査

ア 審査方法

公社は、受理した申請書類に基づいて、交付要綱第3条に規定する補助対象事業者の要件及び交付要綱第4条から第7条までに規定する補助対象設備、補助対象経費の必要性・妥当性を審査します。

なお、審査の過程で現地調査・調査及び面接（ヒアリング）を行うことがあります。これらに応じないことにより審査において不利な扱いを受けたとしても、そのことにより生じる不利益について、都及び公社は一切の責任を負いません。

イ 審査基準

補助対象事業ごとに、次の内容を考慮して審査を行います。

なお、ここに記載のある項目以外にも、実施要綱及び交付要綱で規定する要件を全て満たす必要がありますので、十分に理解した上で申請してください。

| 審査項目 | 要件 | 備考 |
|------------|---|---|
| 1. 補助対象事業者 | ①補助対象事業者の要件 | <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者等であるか ・所定の作業工程でVOCを取扱っているか ・事業所が都内にあるか ・調査・報告に協力できるか |
| 2. 補助対象設備 | ①VOC排出削減設備の要件 ②VOC削減装置付き空調・換気設備の要件 | <ul style="list-style-type: none"> ・未使用品であるか ・リースでないか ・交付要綱別表第1に定める設備^{注1}であって、原材料・消耗品でないか ・能力や指定基準等の要件を満たしているか |
| 3. 補助対象事業 | ①VOC排出削減設備導入の要件 ②VOC削減装置付き空調・換気設備導入の要件 | <ul style="list-style-type: none"> ・VOCを取扱う所定の作業工程に供用されているか ・VOC削減効果や作業環境改善が見込まれるか ・省エネ効果が見込まれるか（空調・換気設備） |
| 4. 補助対象経費 | 補助対象経費の範囲の要件 | <ul style="list-style-type: none"> ・交付要綱で規定している経費であるか ・補助事業の実施に直接関係のない経費が含まれていないか |

注1)補助対象設備の詳細は、本要項内 [第2章 補助の内容 2 補助対象設備](#)をご確認ください。

ウ 審査の注意事項

- (ア) 審査の進捗や途中経過に関する照会、交付決定額や審査結果についての具体的な内容に関するお問い合わせ等にはお答えいたしかねますので、予めご了承ください。
- (イ) 選考に係る審査料等は徴収しませんが、申請書類の作成等に係る経費、その他通信運搬費等は、補助対象事業者等の自己負担であり、補助対象経費に含まれません。
- (ウ) 公社への働きかけ等、補助対象事業者等が、外形上、公正中立を害する可能性のある行為を行った場合は、審査対象から除外します。
- (エ) 審査に付した書類については、内容の変更を認めません。内容を変更したい場合は、再度、書類を提出しなおさなければなりません。

(オ) 本事業において補助対象事業者等が、実施要綱、交付要綱、募集要項その他公社が定める要件を具備できなかったことによる不利益については、都及び公社は一切の責任を負いません。

(カ) 審査において書類の不備や追加書類の提出が生じた場合は、公社からご連絡いたしますので、速やかに対応ください。

なお、申請者に修正を求めた日の翌日から起算して60日以内に不備の修正を行わない場合は、その申請は取り下げられたものとみなします。

(5) 交付決定

ア 交付決定通知

公社は、審査の結果に基づき、公社の予算の範囲内で、本補助金を交付する事業者を決定します。本補助金の交付決定後、補助事業者には、「補助金交付決定通知書」(第2号様式)をJグランツにより通知します。不交付のときは、「補助金不交付決定通知書」(第3号様式)を通知します。

※通知書は再発行をしませんので、必ず保管してください。[\(第4章2 財産の管理及び処分\)](#)記載の法定耐用年数の期間内は破棄せず保管してください。

交付決定に当たっては、本補助金の適正な交付を行うために必要な場合、申請内容について修正を加え、又は条件を付すことがあります。

また、交付決定前に補助対象事業の工事に着手していたことが判明した場合は、不交付の決定又は交付決定の取消しを行います。不交付により生じる不利益について、公社及び都は一切の責任を負いません。

イ 交付決定額

公社が通知する本補助金の額(以下「交付決定額」といいます。)は、交付限度額を明示するものであり、交付決定額どおりの交付を約束するものではありません。また、補助事業に要した経費が交付決定額を超えた場合であっても、当初決定し、通知した補助金の額を超えて交付することはできません。

なお、補助事業の計画変更について申請を行い、これが認められた場合は、減額の場合のみ変更後の額を交付決定額とします。

ウ 交付の条件

- ① 交付要綱並びに交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業により取得し、整備し又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」といいます。)を管理するとともに、その効率的な運用を図らなければなりません。
- ② 公社が交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、これに従わなければなりません。
- ③ 公社が本補助金の全部又は一部の返還を請求した場合は、公社が指定する期日

までに返還するとともに、違約加算金を併せて納付しなければなりません。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、延滞金を納付しなければなりません。

- ④ 公社が補助事業の適正な執行に必要な範囲において報告を求め、公社又は公社が指定する者が現地調査等を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じなければなりません。
- ⑤ 補助事業の実施として工事を行う際には、その工事について、書面などに残るように、契約の締結や工事の発注をしてください。口約束や第三者による発注では、補助事業の実施とは認められません。
- ⑥ 同一の設備に対して、国などから重複して補助金その他の公的援助を受給しないでください。なお、区市町村による補助は該当しません。
- ⑦ ①から⑥に掲げる事項のほか、補助事業者が補助事業の実施に当たり、実施要綱、交付要綱の規定及び公社が別に定める募集要項等の記載事項、並びにその他法令の規定を遵守してください。

4 事業の開始から補助金交付まで（交付要綱第 13 条から第 24 条、第 31 条）

（1）協力義務（第 13 条）

補助事業者は、都及び公社が実施する本事業の効果分析等のためのデータ提供、アンケート調査等その他必要な事項に応じなければなりません。

なお、補助事業者は、都及び公社による事業者名、事業所名、事業所における削減効果その他本事業の実施に必要な事項の公表について、財産上の利益や地位を不当に害するおそれのない範囲で協力するものとします。

（2）申請の撤回（第 14 条）

補助事業者は、交付決定の内容に異議があるなど、やむを得ない事由がある場合は、「補助金交付決定通知書」（第 2 号様式）を受領した日の翌日から起算して 14 日以内に「補助金交付申請撤回届出書」（第 4 号様式）を J グランツにて提出してください。

交付決定の通知を受領した日の翌日から起算して 14 日を過ぎて、やむを得ない事由で本事業を廃止する場合は、「補助事業廃止申請書」（第 9 号様式）を J グランツにて提出してください。

（3）契約等（第 15 条）

補助事業者は、交付決定後、補助事業の着手として、速やかに売買・請負等の契約を行わなければなりません。その際、当該工事の発注先は申請時にご提出いただいた見積りの中から決定してください。その際は、申請時に採用した機器と同等となるようにしなけれ

ばなりません。

なお、交付決定以前に工事の発注が完了しているものは、補助の対象とはなりませんので注意してください。

交付決定後速やかに工事契約を行わない場合又は交付決定前に工事等の契約を締結していた場合（公社が認めたものを除く。）もまた交付決定を取消します。

（４）債権譲渡の禁止（第 19 条）

交付決定によって生じる補助金交付を受ける権利の全部又は一部について、第三者に譲渡し、又は承継させることは原則として認められません。ただし、事前に公社の承認を得た場合は、この限りではありません。

（５）補助事業の承継（第 31 条）

補助事業者について、相続や法人の合併・分割等による地位の承継が行われた場合、補助事業を承継する者（以下「承継者」といいます。）は、速やかに「補助事業承継承認申請書」（第 21 号様式）を公社に J グランツにて提出してください。

公社は承継の内容を確認し、その承認又は不承認について、承継者宛に「補助事業承継（承認・不承認）通知書」（第 22 号様式）を通知します。

（６）補助事業の計画変更の承認（第 17 条）

ア 補助事業の計画変更

補助事業者は、交付決定から実績報告までの間に、事業の内容について変更の可能性が生じた場合は、あらかじめ公社に「補助事業計画変更申請書」（第 5 号様式）^{注1)} 及び添付書類を J グランツにて提出してください。ただし、軽微な変更についてはこの限りではありません。

変更申請が妥当であると認められた場合は、その旨を「補助事業計画変更承認通知書」（第 6 号様式）により補助事業者へ通知します。ただし、交付決定額の増額、補助金交付申請書記載の補助事業の完了予定日から 1 年を超える補助事業の完了予定日の変更（天災地変その他補助事業者の責に帰することのできない理由として公社が認める場合を除く）、及び公社が別に定める実績報告書提出期限^{注2)} を超える補助事業の完了予定日の変更は承認しません。また、計画変更の承認の際に、公社は必要に応じて条件を付す場合があります。

なお、変更申請が認められなかった場合は、変更せずに事業を継続しなければなりません。また、承認を得ずに、公社に無断で計画変更した場合は、交付決定の取消しを行う場合があります。

注 1) 申請書には計画変更の内容・理由・影響等を詳しく記載してください。

注 2) [\(11\) 実績の報告（第 22 条）イ 提出期限](#)を参照ください。

【補助事業計画変更申請書の提出が必要な例】

- ・ 交付決定後に補助事業の内容を変更する場合
(具体例)
 1. 導入区分を増設から更新に計画を変更する場合
 2. 補助対象機器の型式を変更する場合
 3. 補助対象機器の使用量の変更によりVOC削減量の変更が生じる場合
 4. 補助対象機器の設置場所を同事務所内の別の場所に変更する場合

- ・ 交付決定後に補助対象経費の金額を変更しようとする場合
(具体例)
 1. 交付申請時より補助対象経費の金額が増減する場合
 2. 価格改定により補助対象経費の金額が変更になる場合

【軽微な変更の例】

1. 補助対象外部分の機器が変更となったが、交付決定金額に変更がない場合
 2. 補助対象経費の内訳に変更があったが、補助対象経費の金額に変更がない場合
- ※ 軽微な変更については、「補助事業計画変更申請書」の提出は必要ありませんが、自己判断はせず事前に公社へご相談ください。

イ 計画変更時の注意事項

- (ア) 計画変更による交付決定金額の増額は認めません。超過した金額は補助対象外経費に計上してください。
- (イ) 変更申請後は、公社の承認が得られるまで事業を一時停止してください。承認前に工事を進めることはできません。承認には1か月程度を要しますので、変更が生じた場合は早めに公社に相談してください。
- (ウ) 変更理由が曖昧な場合(技術的根拠の不足等)、変更を認めないことがありますので、注意してください。
- (エ) 交付申請時(変更前)に記載されていないものが追加になっている場合は、補助対象外となる場合がありますので、補助事業経費変更内訳書等を確認してください。

(7) 事業者情報の変更に伴う届出(第18条)

補助事業者は、次の情報を変更した場合は、速やかに、「事業者情報の変更届出書」(第

7号様式)をJグランツにて提出してください。

ア 個人事業主…氏名、住所等

イ 法人等……名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地等

(8) 事業遅延等の報告 (第 20 条)

補助事業者は、補助金交付申請書又は補助事業計画変更申請書の内容のとおり事業等を進捗させるように努める義務がありますが、やむを得ない理由により、事業が予定の事業実施期間内に完了することができずと見込まれるときは、速やかに「補助事業遅延等報告書」(第 8 号様式)及び工事工程表(変更前、変更後)をJグランツにて提出してください。

補助事業遅延等報告書を提出せず、公社に無断で事業を遅延した場合は、本補助金の交付を行わない場合があります。

公社は、補助事業者から補助事業遅延等報告書の提出を受けた際、その内容により必要かつ適切な措置をとる場合があります。その際は、公社の指示に従ってください。なお、指示に従わない場合は、本補助金の交付を行わない場合があります。

また、遅延によって発生する経費は補助対象経費に計上されませんので注意してください。

(9) 補助事業の廃止 (第 21 条)

破産や天変地異による事業所の存続不能等やむを得ない理由により補助事業の全部若しくは一部を廃止しようとするときは、速やかに「補助事業廃止申請書」(第 9 号様式)をJグランツにて提出し、公社の承認を得る必要があります。

公社は申請内容を審査し、妥当であると判断された場合には、「補助事業廃止承認通知書」(第 10 号様式)にて通知します。ただし、公社から必要に応じて条件を付す場合があります。

(10) 事情変更による決定の取消し等 (第 16 条)

交付決定後、天災地変その他の事情の変更により、本事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合には、公社は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し又はその決定内容若しくはこれに付した条件を変更することがあります。

ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではありません。

(11) 実績の報告（第 22 条）

ア 実績報告書の提出手続

補助事業者は、補助事業が完了した場合、次に掲げる提出期限内に「補助事業実績報告書兼補助金交付請求書」（第 11 号様式）及び添付書類を電子メール又は電子申請フォームより提出してください。提出方法につきましては、以下の表をご確認ください。

| | 令和 7 年度に交付申請をした場合 | 令和 8 年度に交付申請をした場合 |
|------------------|-------------------|----------------------|
| 交付申請 | | 電子申請フォーム (J グランツ) |
| 実績報告書 (工事完了届) | 電子メール | 電子申請フォーム (J グランツ) |
| その他申請 | 電子メール | 電子申請フォーム (J グランツ) |

ただし、提出書類に不足等がある場合は、実績報告書を受理しません。必要書類が全て揃った状態で、実績報告書を受理します。また、記載内容の不明な事項の再確認等が生じると、補助金交付までの期間が延びますので、入念な書類作成等の準備を行ってください。

公社は、実績報告書を受理したあと、必要に応じて現地調査を行います。現地調査については、「エ 現地調査」を確認してください。

イ 提出期限

実績報告書の提出期限（受理期限）は、補助事業が完了した日から 60 日以内とします。補助事業が完了した日は、以下の①から③記載の日付のいずれか遅い日とします。

- ① 補助対象設備の設置完了日
- ② 補助対象事業に係る工事(撤去又は処分等)完了日
- ③ 補助対象事業の経費支払完了日

ただし、提出の最終受理期限は、令和 7 年度に交付申請をした場合は令和 8 年 11 月 30 日まで、令和 8 年度に交付申請をした場合は令和 9 年 11 月 30 日までです。

ウ 必要書類

実績報告書の提出に必要な添付書類は『[【実績報告時の提出書類】](#)』に掲げるとおりです。

*補助事業者から販売先、工事請負事業者への支払方法は、必ず現金又は銀行振り込みで実施してください。クレジット、手形、相殺等による支払いは認めません。

エ 現地調査

公社は、実績報告書を受理したあと、必要に応じて現地調査を行います。公社から通知があった場合、補助事業者は現地調査に応じなければなりません。

現地調査に当たっては、公社の指示に従い、立会、説明等を行ってください。

オ 審査

公社は、提出された書類の確認、現地調査の結果に基づいて、交付要綱の規定及び交付決定の内容どおりに補助事業が行われたかどうかを審査します。

なお、補助事業者が、実施要綱、交付要綱、募集要項、その他公社が定める要件を具備できなかったことによる不利益については、都及び公社は一切の責任を負いません。

カ 書類の不備の対応

公社は、受理した実績報告書の書類に不備がある場合、補助事業者に修正を求めた日の翌日から起算して 60 日以内に補助事業者による当該不備の修正が行われないときは、交付決定を取消します。

(12) 補助金の額の確定（第 23 条）

書類の審査、現地調査等により補助対象事業の内容が交付決定の内容、これに付した条件等に適合するか検査を行い、当該事業が適切であった場合は、補助金の額を確定し、「補助金額確定通知書」（第 12 号様式）を J グランツにより通知します。ただし、申請どおりに設備が設置されていることが確認できない場合及び補助対象経費が妥当と判断できない場合、補助金額の減額あるいは不交付とする場合があります。

(13) 補助金の交付（第 24 条）

公社は、補助金額確定通知書により補助金の額を確定した後、補助事業者が指定する口座に補助金を支払います。振込に要する日数は、補助金額確定通知書を発行後、約 1 か月程度を予定しています。なお、補助金の振込にかかる手数料は公社が負担します。本補助金の交付の期限は令和 9 年度末日とします。

第4章 その他の規定等

1 補助事業の取消し等（第25条から第27条）

（1）交付決定の取消し（第25条）

公社は、補助事業者が次に掲げる項目に該当することが判明した場合、本補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、速やかに当該補助事業者に対し「補助金交付決定取消通知書」（第13号様式）にて通知を行います。交付決定の取消しにより生じる不利益について、都及び公社は一切の責任を負いません。

なお、交付決定の取消しは本補助金の額の確定後においても適用します。

ア 取消事由

- （ア）虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
- （イ）本補助金の交付決定の内容又は目的に反して本補助金を使用したとき。
- （ウ）交付要綱又は実施要綱の規定その他公社の定める事項を遵守しなかったとき。
- （エ）補助事業者（法人にあっては代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が暴力団員等又は暴力団に該当するに至ったとき。
- （オ）交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は条例等に違反したとき。
- （カ）交付要綱第23条第1項の規定による実績報告の書類審査や現地調査の結果、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認め是正を求めた場合において、補助事業者が、公社が指示した日の翌日から起算して60日以内に是正を行わないとき。
- （キ）本事業に係る公社の指示に従わないとき。

イ 取消しの例示

- （ア）交付決定日以前において、発注、契約等を行っていた場合
- （イ）募集要項及び交付要綱に明記されている、本事業に必要な書類等を提出期限までに提出しない場合
- （ウ）補助事業の完了後60日以内に実績報告書を提出しない場合
- （エ）他の補助金等との重複受給が判明した場合

（2）不正行為等の公表等（第25条の2）

公社は、交付申請者等が、偽りその他不正の手段により本補助金の交付に関する手続若しくは当該申請に係る施工を行った場合又はその他法令の規定に違反する行為を行った場合には、当該交付申請者等に対し、次のアからウの措置を講じることができ、この場合において、交付申請者等から業務を受託した者が不正手続等を行ったときは、当該交付申請者等が当該業務を受託した者と共に不正手続等を行ったものとみなします。

- ア 本補助金の不交付の決定、交付決定の取消し、本補助金の返還の請求、違約加算金の納付の請求及び延滞金の納付の請求。
- イ 公社が都の補助金の交付を受けて行う補助金等交付事業その他実施する事務又は事業について、一定の期間、補助対象者又は施工業者の対象外とすること。
- ウ 氏名又は名称及び不正内容を公表すること。

(3) 補助金の返還（第 26 条から第 29 条）

ア 補助金の返還

- ① 公社は、補助事業者又は施工業者（以下「補助事業者等」といいます。）に対し、前項の交付決定の取消し又は [\(10\) 事情変更による決定の取消等\(第 16 条\)](#)、において交付決定の取消しが行われた場合において、既に交付を行った本補助金があるときは、補助事業者等に対し、「補助金返還請求通知書」(第 14 号様式)により期限を付して本補助金の全部又は一部の返還を請求します。
- ② 公社は、本補助金の支払い後、当該本補助金の額が、実施要綱第 4 1 (5) 及び交付要綱第 8 条に定める額を超えたことが判明した場合は、当該本補助金に係る補助事業者等に対し、期限を定めて、当該超過額の返還を請求するものとします。
- ③ 補助事業者等は、①により本補助金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、本補助金を公社に返還し、「補助金返還報告書」(第 15 号様式)を J グランツより提出してください。
- ④ ③の規定は次項のイ 違約加算金及びウ 延滞金を請求した場合に準用します。

イ 違約加算金

公社は、補助金交付の取消し及び補助金の返還請求を行った場合、補助事業者等に対し、補助金の受領の日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じ、返還すべき額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求します。

補助事業者等は、違約加算金の請求を受けた場合には、これを公社に納付しなければなりません。

ウ 延滞金

補助事業者等が、公社が指定する期限までに当該返還金額（違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。）を納付しなかった場合、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求します。補助事業者等は、延滞金の請求を受けた場合には、これを公社に納付しなければなりません。

エ 他の補助金等の一時停止等

補助事業者等が、公社による返還請求に応じず、上のアからウの金額に未納付額がある場合において、同種の事務又は事業について交付すべき補助金その他の給付金がある場合には、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺することとします。

2 財産の管理及び処分（第 30 条）

補助事業者は、取得財産等の管理及び処分に関して、次の事項を守らなければなりません。

処分とは、以下のことを指します。

- ア) 本補助金の交付の目的外使用すること。
- イ) 貸付け・譲渡すること。
- ウ) 他の物件と物々交換すること。
- エ) 担保物にすること。
- オ) 廃棄すること。

- ① 取得財産等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められた耐用年数の期間（以下「法定耐用年数の期間」という。）において、その効率的な運用を図ることとし、処分してはなりません。
- ② 補助事業者は、法定耐用年数の期間に、補助対象設備の譲渡等（⑥に規定する処分を除きます。）によって取得財産等の所有者が変更になる場合は、あらかじめ、公社の承認を受けなければなりません。
この場合、補助事業者に対する交付条件や義務などは、この変更後の所有者（以下「変更後所有者」といいます。）に移転します。また、この変更の後には、これらの条件や義務などは、引き続き、変更後所有者に対して適用されます。
- ③ ②の承認を受けようとするときは、補助事業者は、速やかに所有者変更承認申請書（第 16 号様式）を J グランツにて公社に提出しなければなりません。
- ④ 公社は、③の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、妥当であると認めたときは、その申請に関する所有者の変更を承認します。
- ⑤ 公社は、④の承認をしたときは、その旨を当該補助事業者に対し、「所有者変更承認通知書」（第 17 号様式）により通知します。

- ⑥ 法定耐用年数の期間内に、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上のものの処分をしようとする場合は、あらかじめ取得財産等処分承認申請書（第18号様式）をJグランツにて提出し、公社の承認を受けてください。
- ⑦ 公社は、⑥の規定により取得財産等の処分を承認しようとする場合には、取得財産等の所有権を持つ補助事業者に対して、助成金等交付財産の財産処分承認基準（平成26年4月1日付26都環公総地第6号）第3-2に規定する方法により算出した額（以下「算出金」という。）を「取得財産等の処分に係る納付額通知書」（第19号様式）により請求します。

<算出金の計算方法>

$$\text{算出金の額} = \frac{\text{補助額} - (\text{補助額}) \times \text{経過期間}}{\text{法定耐用年数の期間}}$$

- ※ 経過期間は、設置完了日からの月数で計算します。なお、1か月に満たない端数が生じた場合は、1か月として計算します。
- ※ 各財産の補助額は、実績報告時に提出した内訳書に記載されている各経費の金額が根拠となります。

- ⑧ ⑦の規定による算出金の請求を受けた補助事業者は、これを公社に返還しなければなりません。
- ⑨ 公社は、⑧の規定により補助事業者から算出金が納付され⑥の承認をしたときは速やかに取得財産等処分承認通知書（第20号様式）により、その旨を当該補助事業者に対し通知します。
- 3 補助事業の経理等（第32条）

補助事業者は、補助事業の経理について、その収支を明確にした証拠書類を整備する必要があります。

補助事業者は、補助事業に要した帳簿や証拠書類について、実績報告書を提出した日の属する公社の会計年度終了の日から5年間管理・保存する義務を負います。

補助事業者は、補助事業に要した帳簿や証拠書類について、都又は公社から開示を求められた場合、応じてください。

4 調査等、指導・助言(第 33 条、第 34 条)

(1) 調査等

公社は、補助対象設備の稼働状況や管理状況等、本事業の適切な遂行を確保するために必要があると認めた場合は、交付申請者、補助事業者又は施工業者（以下「交付申請者等」といいます。）から報告を求め、事業所等の立ち入り、帳簿書類を調査し、関係者に質問を行います。交付申請者等は、公社から連絡があった場合は、調査等に対応してください。

(2) 指導・助言

公社は、本事業の適切な執行のために、補助事業者に対し必要な指導及び助言を行う場合があります。補助事業者がこれに従わないときは、交付決定の取消し等を行う場合があります。

5 その他（第 35 条から第 37 条）

(1) 個人情報の取り扱い

公社は、本事業の実施に関して知り得た補助事業者（申請者を含み、法人の場合はその他役員・従業者等を含みます。）に係る個人情報及び申請書類等に記載された事業者情報、申請内容、交付・実績に関する情報（以下、「個人情報等」といいます。）については、東京都の施策目標及び本事業の目的を達成するために都に提供するほか、必要な範囲において、次に掲げる事項にのみ使用します。

- ア 本事業における補助金の審査、交付決定、交付及び事業の適正な執行
- イ 公社が実施する他の補助事業における審査、交付及び適正な執行、重複申請・重複受給の確認、不正受給の防止並びに制度改善のための照合
- ウ 国、地方公共団体等が行う同種の補助金事業における重複受給の確認
- エ 補助金制度に関する統計分析、およびその結果を活用した制度改善ならびに新規事業の企画
- オ 東京都への事業報告及び東京都が実施する環境・産業・エネルギーの各施策への活用
- カ 東京都及び公社が実施する各種事業、補助金、イベント等の情報提供

公社は、個人情報の取扱いに関し、「個人情報の保護に関する規程」及び「プライバシーポリシー（個人情報保護方針）」に基づき、適切に管理するものとします。

補助事業者は、交付申請に当たり、第 1 項から第 2 項までに定める個人情報の取扱いについて、交付申請時に提出する誓約書により同意するものとします。

交付要綱第 35 条に定めのない事項については、公社が定める「個人情報の保護に関する規程」及び「プライバシーポリシー（個人情報保護方針）」に従うものとします。

公社は、本人の同意がある場合、法令等に定めがある場合、その他公社の「個人情報の保護に関する規程」に基づき認められる場合を除き、本事業の実施に関して知り得た個人情報等を第三者に提供し、又は本人以外の者から収集しません。

都が実施する手続サクサクプロジェクトに関する質問等は、以下へお問い合わせください。

〈お問い合わせ先〉

デジタルサービス局 デジタル戦略部（事業者データベース担当）

電話番号：03-5000-8020

メールアドレス：S1100506@section.metro.tokyo.jp

（2）電子情報処理組織による申請等

本事業に係る手続については、公社が指定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことができます。電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける公社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に公社に到達したものとみなします。

（3）電子情報処理組織による通知等

本事業に係る通知等（以下「通知等」という。）については、公社が指定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことができます。ただし、通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の公社が指定する表示をする場合に限りです。

なお、電子署名規程（令和 5 年 11 月 24 日付 5 都環公総総第 569 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、通知等における電子署名は省略することができます。

また、電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知等は、当該通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該通知等を受ける者に到達したものとみなします。

通知等のうち当該通知等に関する他の規定により署名等を行うことが規定されているものを第 1 項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該規定にかかわらず、通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該通知等と併せて公社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することをもって代えることができます。

6 様式一覧表

【様式】

| 様式番号 | 様式名 |
|--------|--------------------|
| 第1号様式 | 補助金交付申請書 |
| 第2号様式 | 補助金交付決定通知書 |
| 第3号様式 | 補助金不交付決定通知書 |
| 第4号様式 | 補助金交付申請撤回届出書 |
| 第5号様式 | 補助事業計画変更申請書 |
| 第6号様式 | 補助事業計画変更承認通知書 |
| 第7号様式 | 事業者情報の変更届出書 |
| 第8号様式 | 補助事業遅延等報告書 |
| 第9号様式 | 補助事業廃止申請書 |
| 第10号様式 | 補助事業廃止承認通知書 |
| 第11号様式 | 補助事業実績報告書兼補助金交付請求書 |
| 第12号様式 | 補助金額確定通知書 |
| 第13号様式 | 補助金交付決定取消通知書 |
| 第14号様式 | 補助金返還請求通知書 |
| 第15号様式 | 補助金返還報告書 |
| 第16号様式 | 所有者変更承認申請書 |
| 第17号様式 | 所有者変更承認通知書 |
| 第18号様式 | 取得財産等処分承認申請書 |
| 第19号様式 | 取得財産等の処分に係る納付額通知書 |
| 第20号様式 | 取得財産等処分承認通知書 |
| 第21号様式 | 補助事業承継承認申請書 |
| 第22号様式 | 補助事業承継（承認・不承認）通知書 |

7 提出物一覧表

(1) 補助金交付申請時の提出書類

| 必要書類 | 該当 | 電子データ | 備考 |
|--------------------------|----|--------------|---|
| ①申請書類提出物 提出物チェックリスト | 全 | EXCEL PDF | ・ 公社指定の様式 ※公社ホームページよりダウンロード |
| ①補助金交付申請書 (第1号様式) | 全 | EXCEL | ・ 公社指定の様式 ※公社ホームページよりダウンロード |
| ②内訳明細表 (共通様式1) | 全 | EXCEL | ・ 公社指定の様式 ※公社ホームページよりダウンロード |
| ③空調設備の新旧仕様入力表 (共通様式2) | 全 | EXCEL | ・ 空調設備を導入する場合に提出すること ・ 公社指定の様式 ※公社ホームページよりダウンロード |
| ④換気設備の新旧仕様入力表 (共通様式3) | 全 | EXCEL | ・ 換気設備を導入する場合に提出すること ・ 公社指定の様式 ※公社ホームページよりダウンロード |
| ⑤商業登記簿謄本 | 全 | PDF | ・ 発行後3か月以内 ・ 履歴事項全部証明書 ・ 中小企業団体又は中小企業協同組合の場合、定款及び組合名簿等を添付すること ・ 個人事業主の場合、青色申告者であることを証明する書類(写し)直近1か年分 ・ 個人事業主の場合、開業届等の職業を確認できる公的書類(写し)を併せて提出すること ・ 「登記情報提供サービス」にて取得した電子データではないこと |
| ⑥設立認可書 | 該 | PDF | ・ 申請者が社会福祉法人の場合に提出すること ・ 申請者のものであること ・ 所轄庁(都道府県知事や厚生労働大臣など)によって認可されていること |
| ⑦見積書の写し | 全 | PDF | ・ 申請者宛のものであること ・ 作成日が本補助金の申請受付開始日以降であること ・ 見積発行者の社判の押印があること ・ 件名等に、補助事業の名称や設置事業所の住所の記載があること ・ 申請時点で有効期限内であること ・ 支払方法の記載があること ・ 2社以上取得すること(処分費を計上する場合は、処分費についての見積書も2社取得すること) ・ 取得した全ての見積書について添付すること |

省エネ型VOC排出削減設備導入促進事業 募集要項

| | | | |
|---------------------------|---|-----|--|
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・一式表記は行わず、費用の算出根拠を必ず示すこと ※一式表記で内訳不明の場合は補助対象外経費となります。 ・補助対象事業の実施に直接関係のない経費は含まないこと ※やむを得ず同一工事に含む場合は、内訳及び補助対象経費/補助対象外経費を明確に分けること |
| ⑧自社製品の調達等に係る経費の算定根拠 | 該 | PDF | <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費の中に補助対象事業者の自社製品の調達等がある（利益等排除に該当する）場合は必須 ・以下いずれかを提出すること 〈原価が証明できる場合〉 製造原価明細（製造原価を証明するもの） 〈原価が証明できない場合〉 決算報告書（調達先の直近年度の単独の決算報告書） 持株比率資料 |
| ⑨敷地内平面図 | 全 | PDF | <ul style="list-style-type: none"> ・設置場所の建物及び敷地の全体が分かるもの ・敷地がどこか分かるよう赤枠等で印をつけること |
| ⑩設備配置図 | 全 | PDF | <ul style="list-style-type: none"> ・機器導入後の配置が分かるもの ・導入区分が更新又は増設の場合、既存設備の配置を図示すること（赤枠で示したり、複数台ある場合はナンバリングをして分かりやすく示すこと） ※今回導入する補助対象機器を設置するフロア以外の場所に既存設備がある場合は、既存設備がある全フロアの設備配置図が必要です。 |
| ⑪特記仕様書 又はカタログ等 | 全 | PDF | <ul style="list-style-type: none"> ・導入する設備の機能、性能及び仕様等要件が確認できるもの |
| ⑫フィルター性能の証明書 | 該 | PDF | <ul style="list-style-type: none"> ・換気、空調設備を申請する場合のみ提出すること ・公的な証明書又は計量証明を受けた測定結果で、VOCを吸着・捕集することが分かるもの |
| ⑬空調設備の要件が 確認できる証憑 | 該 | PDF | <ul style="list-style-type: none"> ・換気・空調設備を申請する場合のみ提出すること ・導入推奨機器検索画面のコピー等を提出すること（ルームエアコンを導入する場合は、省エネ型製品情報サイト機器検索画面のコピー等を提出すること。） |
| ⑭工場認定書 | 該 | PDF | <ul style="list-style-type: none"> ・設置場所が都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 第二条別表第一に定義されている「工場」に該当する場合に提出すること ・同条例(第 84 条)に基づく「工場認定書」であること ※これから「工場認定書」を取得予定であり申請時の提出が難しい方は、省エネ型 VOC 排出削減設備導入促進事業 Q&A 集をご確認ください。 |
| ⑮建築基準法第 48 条のただし書きに関する許可証 | 該 | PDF | <ul style="list-style-type: none"> ・設置事務所の用途地域が、①第一種低層住居専用地域、②第二種低層住居専用地域、③第一種中高層住居専用地域、④第二種中高層住居専用地域のいずれかに |

省エネ型VOC排出削減設備導入促進事業 募集要項

| | | | |
|-----------------|---|-----|--|
| | | | <p>該当する場合に提出すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 該当の用途地域であっても、特定行政庁が事業を行うことを許可していることが分かるもの |
| ⑯工事前写真 | 全 | PDF | <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象設備の設置予定の場所を撮影すること。 ・ カラー写真であること |
| ⑰VOCについて確認できる資料 | 該 | — | <ul style="list-style-type: none"> ・ 導入設備の要件で VOC に関する証明をするもの（例：SDS 等） ・ 複数枚ある場合はナンバリングすること ※揮発性有機化合物の含有率が記載されていること |
| ⑱建物の全部事項証明書 | 該 | PDF | <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者が建物所有者でない場合に提出すること ・ 発行後3か月以内のもの ・ 「登記情報提供サービス」にて取得した電子データの提出でも可 |
| ⑲賃貸借契約書等 | 該 | PDF | <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者が建物所有者でない場合に提出すること ・ 以下のいずれかの書類を提示すること ①賃貸借契約書 ②建物の所有者からの設置承諾書 ・ 設置許諾書は、任意様式のもの |
| ⑳購入伝票等 | 該 | PDF | <ul style="list-style-type: none"> ・ 導入区分が「更新」又は「増設」で、VOC 排出を削減できる機器を導入する場合に提出すること（ただしVOC含有率が1%以下の場合は提出不要） ・ 既存設備の原材料の年間使用量が確認できること |
| ㉑その他会社が必要と認める書類 | 該 | — | <p>会社が指示する場合に提出してください。</p> |

(2) 補助金の計画変更時の提出書類

| 必要書類 | 該当 | 電子データ | 備考 |
|--------------------------|----|--------------|--|
| ①計画変更申請書 提出物チェックリスト | 全 | EXCEL PDF | ・ 公社指定の様式 ※公社ホームページよりダウンロード |
| ①補助事業計画変更申請書 (第5号様式) | 全 | EXCEL | ・ 公社指定の様式 ※公社ホームページよりダウンロード |
| ②内訳明細表 (共通様式1) | 該 | EXCEL | ・ 型式や補助対象経費等に変更がある場合に提出すること ・ 公社指定の様式 ※公社ホームページよりダウンロード |
| ③空調設備の新旧仕様入力表 (共通様式2) | 該 | EXCEL | ・ 空調設備の機種、型番、台数、能力等に変更がある場合に提出すること ・ 公社指定の様式 ※公社ホームページよりダウンロード |
| ④換気設備の新旧仕様入力表 (共通様式3) | 該 | EXCEL | ・ 換気設備の機種、型番、台数、能力等に変更がある場合に提出すること ・ 公社指定の様式 ※公社ホームページよりダウンロード |
| ⑤変更後の見積書(写し) | 該 | PDF | 型式や補助対象経費等に変更がある場合に提出すること |
| ⑥変更後の設備配置図 | 該 | PDF | 導入区分、設置場所等に変更がある場合に提出すること |
| ⑦変更後の工事前写真 | 該 | PDF | 導入区分、設置場所等に変更がある場合に提出すること |
| ⑧仕様書又はカタログ等 | 該 | PDF | 導入機種等の変更がある場合に提出すること |
| ⑨その他公社が必要と認める書類 | 該 | — | 公社が必要と認める書類 |

(3) 実績報告時の提出書類

| 必要書類 | 該当 | 電子データ | 備考 |
|-------------------------------------|----|--------------|--|
| ①実績報告書 提出物チェックリスト | 全 | EXCEL PDF | ・ 公社指定の様式 ※公社ホームページよりダウンロード |
| ①補助事業実績報告書兼補助 金交付請求書 (第11号様式) | 全 | EXCEL | ・ 公社指定の様式 ※公社ホームページよりダウンロード |
| ②内訳明細表 (共通様式1) | 全 | EXCEL | ・ 公社指定の様式 ※公社ホームページよりダウンロード |
| ③工事契約書 (写し) | 全 | PDF | ・ 複数の工事業者等と契約している場合は、全て提出すること ・ 契約書等に契約日、契約者(申請者名であること)が記載されていること |
| ④最終見積書 (写し) | 全 | PDF | ・ 工事契約以降に計画変更した場合は、変更内容を反映した見積書を提出してください。 ・ 処分費を計上する場合、本事業の補助対象経費に計上されている発生材のみの処分費であることがわかること ※発生材とは、廃棄物のことです。 ・ 補助対象経費に計上されていないものや、本事業と関係のない工事等による発生材が含まれている場合は、一括して補助対象外となります。 |
| ⑤請求書 (写し) | 全 | PDF | ・ 工事契約書の内容と一致すること ・ 導入機器の確認ができる内訳明細書を含むこと ・ 宛先が申請者であること |
| ⑥支払の証憑 (写し) | 全 | PDF | ・ 工事契約書及び請求書の金額と一致すること。 ・ 原則申請者が支払ったことを証明するものであること ・ 金融機関発行の証明書等を提出すること (例) 1. ATM口座振振込明細 2. ATM現金振込明細(送金明細) 3. 金融機関窓口での振込明細 4. ネットバンキングの振込履歴画面の印刷・スクリーンショット等 ・ 支払方法は、必ず現金又は銀行振り込みで実施すること。クレジット、手形、相殺等による支払は認められません。 |
| ⑦マニフェスト伝票 A・B2・D・Eの各票(写し) | 該 | PDF | ・ 処分費を計上する場合及び導入区分が更新の場合に提出すること ・ 導入機器の更新に伴い当該事業所から搬出されたものであることが確認できること ・ 電子マニフェストでも可 ※電子マニフェストの場合は、最終処分まで完了していることが分かること ・ 他の補助対象外工事と混在しないこと |
| ⑧設備配置図 | 全 | PDF | ・ 機器導入後の配置が分かるもの ・ 導入区分が更新又は増設の場合、既存設備の配置を図示すること(赤枠等分かりやすく示すこと) ※今回導入する補助対象機器を設置するフロア以外の |

省エネ型VOC排出削減設備導入促進事業 募集要項

| | | | |
|------------------|---|-----|---|
| | | | 場所に既存設備がある場合は、既存設備がある全フロアの設備配置図が必要です。 |
| ⑨工事写真 | 全 | PDF | <p>以下①～③の写真を提出すること</p> <p>①工事前・工事完了後の写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象設備(オプション含む)の工事前及び工事後の設置状態を示す写真であること ・工事前写真と工事完了後写真は、同じ角度から撮影されていること ・補助対象設備全体がはっきりと確認できる写真であること <p>②銘板写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象設備(オプション含む)の型式及び製造番号が確認できる写真 <p>③その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処分費を計上する場合、発生材の積み込み前・後に写真を撮影してください。補助対象外の発生材が含まれていないことを確認できるものを提出すること。 |
| ⑩補助金振込口座が確認できる資料 | 全 | PDF | <ul style="list-style-type: none"> ・申請者のものであること ・銀行名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義カナが読み取れる通帳の写し等 |
| ⑪その他会社が必要と認める書類 | 該 | — | 会社が指示する場合に提出してください。 |

改定履歴

令和4年12月 制定
令和5年4月 改定
令和6年5月 改定
令和7年6月 改定
令和7年10月 改定
令和8年4月 改定

【問い合わせ先】

公益財団法人 東京都環境公社
技術支援部 技術課 環境改善係
〒130-0022
東京都墨田区江東橋 4-26-5 東京トラフィック錦糸町ビル 8階
電話番号 03-3633-2282
メール kaizen-voc@tokyokankyo.jp
URL <https://www.tokyokankyo.jp/apply/voc/>